

公示送達

糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る左記の者に対する都市再開発法第八十二条の規定による権利変換計画の縦覧に関する通知を送付すべき場所を通知することができないので、都市再開発法第百三十五条の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所 東京都品川区荏原六丁目一七番一―号

氏名

二、通知の内容

都市再開発法第八十三条の規定により、糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を次の通り公衆の縦覧に供する。なお、当該事業の施行区域内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者は、縦覧された権利変換計画について意見がある時は、同法第八十三条第二項の規定により、縦覧期間内に施行者に意見書を提出することができる。

権利変換縦覧開始の日

令和 年八月十九日

権利変換計画の縦覧場所

東京都大田区西糀谷四丁目二八番五号

市街地再開発組合事務所

権利変換計画の縦覧期間

令和 年八月十九日から令和 年九月二日まで（土曜・日曜を除く、但し八月二十四日は縦覧できません）

権利変換計画の縦覧の時間

午前十時から午後五時まで

意見書の提出期限

年九月二日午後五時まで

意見書の提出先

東京都大田区西糀谷四丁目二八番五号

糀谷駅前地区市街地再開発組合事務所

令和 年 月 日

東京都大田区西糀谷四丁目二八番五号

市街地再開発組合

理事長